

11.3.2.2

1

第壹条

特別基金積立規約の草案
本支部は、大正十一年三月十日、西文部聯合會役員總會の決議に
基き特別基金を積立す

第貳条

本基金は、組合員相互の福利増進を目的として積立するものなり
本基金の出資高は左表に依り毎月一回若しくは二回に會計納入を以て
日倍四千五百円満者二月金八十圓以上二百円満者三月金四十圓
以上二百円以上者、金五十圓以上

第参条

但し最初志願各自日倍若しくは日方納入するものなり
但し信託に於て勤日数引換千二百円以上は限りなく若しくは其月積立金完納人
本基金は主として出資者協同の福利増進に使用せらるるものなり

第肆条

但し信託に於て勤日数引換千二百円以上は限りなく若しくは其月積立金完納人
本基金は主として出資者協同の福利増進に使用せらるるものなり

第伍条

但し信託に於て勤日数引換千二百円以上は限りなく若しくは其月積立金完納人
本基金は主として出資者協同の福利増進に使用せらるるものなり

但し中途退会者及び不当に金額を本基金に最初より積立せしむる回数
を除くは本人の積立した回数に算入し金額は返戻せらるるものなり

第陸条

退職又は解雇せしむる者、對しては事情に依り會員一般の計り本
基金中より慰勞金を贈呈するものなり

第柒条

本基金の特別會計は支部長名義及び支部分員會に定むる
郵便局預金印鑑の支部長預金通帳會計を以て管理す

第捌条

本基金の會計報告は毎月一回會計検査及び承認を以てし、但し
本報に報告せしむるも、又組合員何時にても通帳を閲覧するものなり

第玖条

本基金の基礎は、後、於て其の事務及消費に用ひ
用ひしものなり

第十條

本規約の支部分會に於て三分の一以上賛成を以て改定するものなり
附則、本規約の變更は聯合會役員會の決議を以て行ふ

2